

## 第82回運営委員会の協議状況

日時 平成20年4月4日(金) 13:00~17:00

場所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室

出席者 (委員) 松本(誠)、奥西、川谷、法西、村岡、長峯、伊藤、岡田、佐々木、谷田、田村、土谷、中川、酒井  
(河川管理者) 松本、古高、林、杉浦、長田、川野、長尾、前田、吹田、吉栖、岩間、松井、伊藤、平塚

内容(協議結果)

### 1 河川管理者と事務局について

県より、資料7について説明があり、以下のことを確認した。

武庫川流域委員会には、委員会に直属した事務局を設けていない。今後も、武庫川企画調整課が事務局と河川管理者の担当部署を兼務する。

今後作成する行政出席者名簿については、河川管理者と事務局を分離して表示せず、河川管理者として一括りで表示する。

(主な意見等)

- ・ 行政出席者名簿には「事務局」と「河川管理者」を分離して表示しているが、実態は、武庫川企画調整課が「事務局」と「河川管理者」という2つの顔を持って対応している。名簿が実態と合っておらず、誤解を招く恐れがある。(委員)
- ・ 淀川流域委員会では、事務局を委員会に帰属させ第三者である民間コンサルタントに委ねている。武庫川では、準備会議で議論したが経費の関係で、河川管理者の担当部署が事務局を兼務することとなった。武庫川流域委員会は第三者機関としては画期的な位置づけと運営を行っているが、委員会に直属する事務局がないという点では精彩を減じることになる。(委員)
- ・ 委員会運営に関わる具体的な事項については、運営委員会で協議し合意形成を図っている。委員会と河川管理者の二人三脚で委員会運営を行う他の水系にはない先行モデルである。(委員)
- ・ 事務局の役割は、中立の立場を守りながら委員会運営を行うことである。これまで、河川管理者は、委員会の要求通りに会議を開き、また必要な資料も揃えている。現状の体制で委員会運営には大きな支障をきたしていないと考える。(委員)
- ・ 要綱上「事務局は武庫川企画調整課と宝塚土木事務所が行う」としており、河川管理者の担当部署全員が事務局である。(県)
- ・ 委員会と河川管理者では視野の幅が異なるため、委員自らが資料作成に取り組む必要に迫られるなど、資料作成では随分と苦労した。(委員)
- ・ 資料作成の話は、事務局としての対応でなく、河川管理者と委員会側との折衝の中で決めてきたもので、別の話である。(委員)

### 2 パブコメの結果公表及び基本方針の周知について

県より、資料2について説明があり、資料2の記載どおりに公表・周知を進めることを確認した。

(主な意見等)

- Q1 基本方針の国交省同意はいつごろになるのか？ また、申請から同意には、通常どのくらいの期間がかかるのか(委員)
- A1 いつごろに同意をもらえるか分からない。1年オーダーの期間がかかっているケースもあり、一概には言えない。国交省には、随時、同意の手続きを早めていただくよう、お願い

している（県）。

- ・基本方針案の審議を時間的にせかされて、かなり無理な日程で審議してきたのに、そのあとの展開がいつになるかも分からないのでは納得しにくい。内容的には審議過程で国とも細かいすり合わせをしてきているのだから、手続きはともかく、県民への周知を急ぐべきだ。（委員）
- ・“県民だよりひょうご”による周知にあたっては、アピールの仕方を工夫して欲しい。特に、掲載時期については、県政全体を俯瞰して、大きな記事で取り上げてもらえるよう、細かな配慮をして欲しい。（委員）
- ・パブコメ結果等の資料をホームページ“みんなでつくる明日の武庫川”（阪神北県民局）にアップしているとのことだが、このホームページへのアクセスがわかりにくい。武庫川流域委員会のホームページから“みんなでつくる明日の武庫川”にリンクを貼って欲しい。（委員） 速やかに対応する（県）

### 3 流域対策、既存ダムの治水活用に関する検討状況、生物環境に関する2つの原則について

県より、資料3,4,5について説明があり、以下の点を確認した。

流域対策について

- ・基準地点だけではなく、地先に対する治水効果も説明できるよう検討する。
- ・流域対策を効果的に進めるための制度整備について引き続き検討する。

既存ダムの治水活用について

- ・次回の運営委員会で、県は具体的な検討内容が分かる資料を、報告できる範囲で提供する。

生物環境に関する2つの原則について

- ・今年度の上半期に2つの原則の検討マニュアルができた段階で、運営委員会に説明する。

（主な意見等）

流域対策について

- ・Q1 「ため池貯留の補助事業採択に向けた検討」とは何か。（委員）
- ・A1 農水省の新規補助モデル事業の1つで、ため池に一定の治水機能を持たせようというもの。要綱については、現在、農水省と財務省が協議中であり詳細は未定。検討というよりは国の動向調査という意味である。（県）
- ・Q2 「詳細測量の実施」とは何か。（委員）
- ・A2 現在行っているものは、標準設計やマニュアル作成のためのサンプル調査である。（県）
- ・対象施設については、最後にまとめて報告するのではなく、箇所が決まり次第、随時報告して欲しい。個別具体の実施箇所を教えてもらえれば、実現に向けた具体的な議論ができる。（委員）
- ・「様々な降雨での治水効果の検討」については、是非とも実施していただきたい。地先に対してどういうメリットがあるのかを説明することが、住民の理解を得る上で重要である。（委員）
- ・農水省の補助要綱が決まらないことを理由に、整備計画にため池貯留を位置付けられないということがないよう、農林部局とはこれまで以上の連携・調整を行うべきである。（委員）
- ・現行の制度にとらわれていては、流域対策を効果的に進めることはできない。そのための制度を考えるのが行政の役割である。（委員）

既存ダムの治水活用について

- ・委員会が提言書をまとめる過程では、時間不足もあり、具体の検討は行政に委ねてきた経緯がある。したがって、県は検討経緯と内容をもっと具体的に報告、説明するべきである。これでは2年前の状況と変わっていない。（委員）
- ・「現況の整理」であればある程度は報告できるはず。提言書作成時には、かなりの現況データを揃えて協議を重ねてきた。そのデータに変更があるのであれば、教えて欲しい。（委員）
- ・現況データについて詳しい情報が欲しい。そうすれば、独自に研究もできる。（委員）

生物環境に関する2つの原則について

- ・ Q1 この原則により保全・再生するのは、現状の環境かそれとも昔の本来の環境か。(委員)
- ・ A1 あくまで現状の環境を守ろうとするものであり、過去の環境まで再生するものではない。この原則は「ひょうごの川・自然環境調査」の調査結果があって、初めて運用できるもの。(県)
- ・ Q2 基本方針では新たな環境の創造を目標としており、現況維持ということではないのではないかと。例えばアユ等の移動の連続性を改善することなどが目標ではないか。(委員)
- ・ A2 あくまで環境の2原則は現況の環境を維持するためのものであり、そういった課題は原則とは別に対応していく。(県)
- ・ 「ひょうごの川・自然環境調査」は平成15年度時点の情報であり、現況の環境を維持するとは言ってはいけない。平成15年度時点の環境を維持することは、あくまでも「最低の基準」と捉えるべきであり、目標はさらなる向上をめざすことでなければならない。(委員)
- ・ 共通認識として、原則は最低限クリアすべき水準であり、その上によりよい環境を再生するという目標があるということであればよい。(委員)
- ・ 「現地の環境収容力を高める」ことの具体的な意味について、整理して説明をすること。(委員)
- ・ 検討状況がブラックボックスにならないよう、どのような専門家を選んで、どのような議論を行ったかを明らかにすること。(委員)

#### 4 土木工事等の自然環境配慮について

伊藤委員から「土木工事等の自然環境配慮について」の資料説明があり、以下の点を確認した。

- ・ 県は関係部局や市などとの横の連携を強化して、貴重な環境が失われることのないよう適切な情報提供を行う。

#### 5 整備計画作成スケジュールについて

県より、資料1について説明があり、以下の点を確認した。

- ・ 個々の作業スケジュールについて、もう少し具体性のある作業計画を説明することが必要であり、次回にはさらに詳細な説明を行う。
- ・ 中川委員より提案のあった「危機管理対策の検討」について、次回の運営委員会で改めて議論する。
- ・ この資料では各項目で何をいつまでに検討するのかが分からない。(委員)

#### 6 ニュースレターへの「武庫川づくりと流域連携を進める会」活動状況の掲載について

県より、資料6について説明があり、以下の点を確認した。

- ・ 次回の運営委員会で、流域連携を進める上での県の考え方と県の役割分担を具体的に示し、それを踏まえて改めて議論する。
- ・ 県が流域連携に率先して取り組むのであれば問題ないが、余力、ノウハウがないということで、委員有志と流域住民が連携して組織を立ち上げて活動しているのに、なぜもっとサポートをできないのか。知事も流域連携の必要性は認めているではないか。(委員)
- ・ 流域連携については、企業、住民、行政が役割分担をして進めていく必要がある。まずは役割分担をはっきりさせる必要がある。(県)
- ・ 森林部局は助成金などにより、団体を育てて、活動をサポートしている。それに比べて河川については、県は何もしていない。県によるもっと強い誘導が必要である。(委員)

## 7 その他

次回運営委員会の日程について以下のとおり決定した。

6月10日(火)18:00~

### 第82回運営委員会配付資料

#### 議事次第、委員名簿

資料1 武庫川水系河川整備計画(案)作成スケジュール 案

資料2 パブコメの結果公表及び基本方針の周知について

資料3 流域対策の検討状況

資料4 既存ダムの治水活用検討状況

資料5 武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則について

資料6 ニュースレターへの「武庫川づくりと流域連携を進める会」活動状況の掲載について

資料7 河川管理者と事務局

資料8 4月の人事異動に伴う武庫川に係る職員の異動について

資料9 住民からの意見書(武庫川流域委員会への再提言)

(委員からの資料)

武庫川峡谷の貴重種の保護について(伊藤委員)

危機管理対策の検討について(提案)(中川委員)